

熊本市事件等対策本部設置要綱

制定	平成19年	3月	1日	市長決裁
改正	平成19年	4月	1日	総務局長決裁
	平成20年	4月	1日	総務局長決裁
	平成21年	4月	1日	総務局長決裁
	平成22年	10月	1日	危機管理防災室長決裁
	平成23年	4月	1日	危機管理防災室長決裁
	平成24年	4月	1日	危機管理防災総室長決裁
	平成24年	9月	1日	危機管理防災総室長決裁
	平成27年	4月	1日	危機管理防災総室長決裁
	平成28年	4月	1日	危機管理防災総室長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の不特定多数の市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害を及ぼす事態又は及ぼすおそれのある事態（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に定める災害を除く。以下「危機事象」という。）に対処するため、熊本市事件等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置することについて、必要な事項を定めたものである。

(設置)

第2条 市長は、危機事象に対処するため設置が必要と認める場合は、対策本部を設置するとともに、その名称を定める。

(所掌事務)

第3条 対策本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 対応方針の決定及び実施に関すること。
- (2) 被害状況、対策状況等の総合的な掌握に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整及び関係機関への協力要請に関すること。
- (4) 広報等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、危機管理を実施するため必要なこと。

(組織)

第4条 対策本部の本部長（以下「対策本部長」という。）は、市長をもって充て、対策本部の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長は、副市長をもって充て、対策本部長を補佐し、対策本部の事務を整理する。

3 対策本部の本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充て、その所掌事務に係る措置を実施し、所属職員を指揮監督する。

4 対策本部長は、対策本部に本部会議及び情報調整室を設置し、必要に応じて、政策局対策部、総務局対策部、財政局対策部、市民局対策部、健康福祉局対策部、環境局対策部、農水局対策部、経済観光局対策部、都市建設局対策部、消防局対策部、交通局対策部、上下水道局対策部、病院局対策部、教育委員会対策部、各区役所対策部、応援対策部及び地区災害対策部を置く。

5 対策本部長は、必要があると認めるときは、現地に現地対策本部を置く。

6 本部会議は、対策本部長、副本部長及び本部員で構成される。

(情報調整室)

第5条 情報調整室の室長は、危機管理防災総室長を、副室長は危機事象を所管する部局職員を、室次長は危機管理防災総室副室長をもって充てる。

2 情報調整室に調整班、情報班、庶務班及び広報班を置く。

3 調整班の班長に危機管理防災総室職員を、副班長に所管部局職員を、班員に各局職員及び危機管理防災総室職員を充てる。

4 情報班の班長に危機管理防災総室職員を、班員に各局（議会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、熊本市選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局を除く）職員1名又は数名をもって構成する。

5 庶務班の班長及びに危機管理防災総室職員、班員に危機管理防災総室職員を充てる。

6 広報班の班長に広報課長、班員に広報課職員を充てる。

7 情報調整室は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 情報の収集並びに関係部局及び関係機関への情報提供に関すること。
- (2) 応急対策の実施のための調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、他対策本部において必要とすること。

8 本部長は、発生した危機事象への対処について一部の部局において行うことが可能であると認める場合は、当該危機事象に係るものを指名して、情報調整室の会議を開催させることができる。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

危機管理監	消防局長
政策局長	交通事業管理者
総務局長	上下水道事業管理者
財政局長	病院事業管理者
市民局長	教育長
健康福祉局長	議会事務局長
環境局長	各区長
経済観光局長	
農水局長	
都市建設局長	その他本部長が指名する職員